

# 令和6年度 田井小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定  
(令和3年6月改定)  
雲南市立田井小学校

## 1 いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること：被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 2 基本的な考え方

上記の定義のもと、次の考え方により取り組む。

- (1) 「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識し指導にあたる。
- (2) 「いじめ」は、人間として絶対に許されない行為であり、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないよう、「いじめ」の早期発見に努めながら、子どもの悩みを親身になって受け止め、いじめられている子どもの立場に立って指導にあたる。
- (4) 「いじめ」の問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題であり、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図りながら、特定の教員が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (5) 「いじめ」の対応にあたっては、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって真剣に取り組む。

### 3 基本的な取組

- (1) いじめの未然防止～いじめを生まない集団、人間関係づくり～
- (2) いじめの早期発見、早期対応～小さな変化に対する敏感な気づき～
- (3) 適切な対応を図るための体制整備と措置  
～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～
- (4) 関係機関等との連携

### 4 具体的な取組

以下の取組については、学校評価において達成状況を定期的に評価するものとする。

- (1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない集団、人間関係づくり～
  - ① 誰もが分かるユニバーサルな授業づくり
    - ・児童一人一人の存在が認められ、安心して生活や学習ができる学級づくり、学習集団づくりを行う。
    - ・児童一人一人が存在感を味わい、分かる授業づくりを進める。
    - ・豊かな関わりの中で、自己をいきいきと表現できる場づくりを行う。  
(ペア対話、グループ対話、全体対話等)
    - ・進路保障の取組を進め、児童理解に立った指導を行う。
  - ② 心の教育の充実
    - ・各教科等の指導をとおして、児童に高い人権感覚を育てる。
    - ・児童の人権意識の高揚を図るため人権週間(9月)を設定し、「ほかほかハート」や標語づくりに取り組む。
    - ・学級の内外を問わず、お互いの良さや違いに気づく機会を設け、自尊感情を高める。
    - ・図書ボランティアによる読み聞かせなどを通し、豊かな心を育てる。
    - ・情報モラル教育として、インターネットを使用する際のルールやモラルを計画的に指導する。
  - ③ 道徳教育の充実
    - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。特に道徳の時間の指導の充実に向け、題材や資料等を工夫しながら思いやりや生命の大切さ等を学習する機会とするとともに、道徳的実践力を高める。
  - ④ 体験教育の充実
    - ・「夢」発見プログラムやふるまい向上の取組等により、地域や他者と関わる体験活動を重視し、幅広い人間関係の構築を図る。
    - ・感動体験の機会を増やし、豊かな感性を育てる。
    - ・縦割り班活動など異学年との交流・活動の機会を充実させ自己有用感を高める。

- ⑤ 特に配慮が必要な児童への対応（発達障がいを含む障がい、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る配慮等）
- ・研修等を通し、教職員が個々の児童の特性への理解を深める。
  - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、日常的に当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
  - ・保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。

(2) 早期発見、早期対応 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

① 日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設け、児童理解を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりを行う。
- ・日記や連絡ノートの記述から困り感などの信号を察知し、保護者との連絡を密にする。

② 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・学期に1回は「くらしのアンケート」を実施し、それを踏まえた「お話タイム」（教育相談週間）を設定して、児童や保護者とじっくり話す機会を確保する。

③ Q-Uアンケートの実施

- ・定期的なアンケート実施と分析により学級の実態や人間関係の変化等を把握する。

④ 保護者等との連携

- ・校報や学級だよりの発行を通し、信頼される学校づくりや学級づくりに努める。
- ・地域からの児童に関する情報を受け入れ、早くて丁寧な対応をする。
- ・子どもの人権感覚の育成に努める。

(3) 適切な対応を図るための体制整備と措置

～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

① 「いじめ等緊急対応会議」の設置と定期的開催

- ・校内に「いじめ等緊急対応会議」を設置する。
- ・いじめ等が発見された場合の対応や相談体制について、教職員間で共通理解や確認を定期的に行い、より効果的な対処となるように改善をする。
- ・いじめ防止に係る全体指導計画の作成や実践的な校内研修を実施する。

② 「いじめ」発生時における正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関への連絡を行うとともに、適切な対応のための指導・

助言を得る。

③ 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除くとともに一貫した指導を行う。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・いじめが起きた集団に対して、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。

④ 保護者との連携

- ・いじめの事実と事案解消のための具体的な対策について説明し、理解を得る。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

⑤ 学校相互間の連携体制の整備

- ・いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合は、学校同士で情報共有を図る。
- ・いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ・いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など）。
- ・いじめにより在籍児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする）。
- ・被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

② 重大事態の報告

- ・重大事態と判断した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

③ 調査を行うための組織（学校が調査の主体となった場合）

- ・「いじめ等緊急対応会議」を母体とし、市教育委員会の指導及び支援を仰ぎ

つつ、当該重大事態にの性質に応じて適切な専門家を加え調査を行う。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、その児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

⑤ いじめを受けた児童及び保護者に対する適切な情報提供

- ・調査実施前に、被害児童・保護者に対してアからカの事項について説明する。
  - ア 調査の目的・目標
  - イ 調査主体（組織の構成、人選）
  - ウ 調査時期・期間
  - エ 調査事項
  - オ 調査方法
  - カ 調査結果の提供
- ・調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、個人情報に十分配慮する。

(5) 関係機関等との連携

① 保護者等との連携

- ・いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。
- ・授業公開や保護者研修会を開催したり、ウェブサイト、校報、学年だより等による広報活動をしたりして、いじめ防止対策や対応についての啓発を行い、早期の情報提供の意識を高める。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ・人権・同和教育に視点をあてた学習公開をすることにより、保護者の人権感覚の高揚やいじめ防止の啓発を図る。

② 地域社会・学校間等との連携

- ・各種連絡会などをおし、プライバシーに配慮しながら、保・小・中の連携を密にしながら、児童に関する情報交換に努める。
- ・保小中連携推進協議会などの機会に、「いじめ」への対応についての取組の情報交換をする。
- ・すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の場を通して地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深める取組を行う。

③ 関係機関との連携

- ・市教育委員会、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、

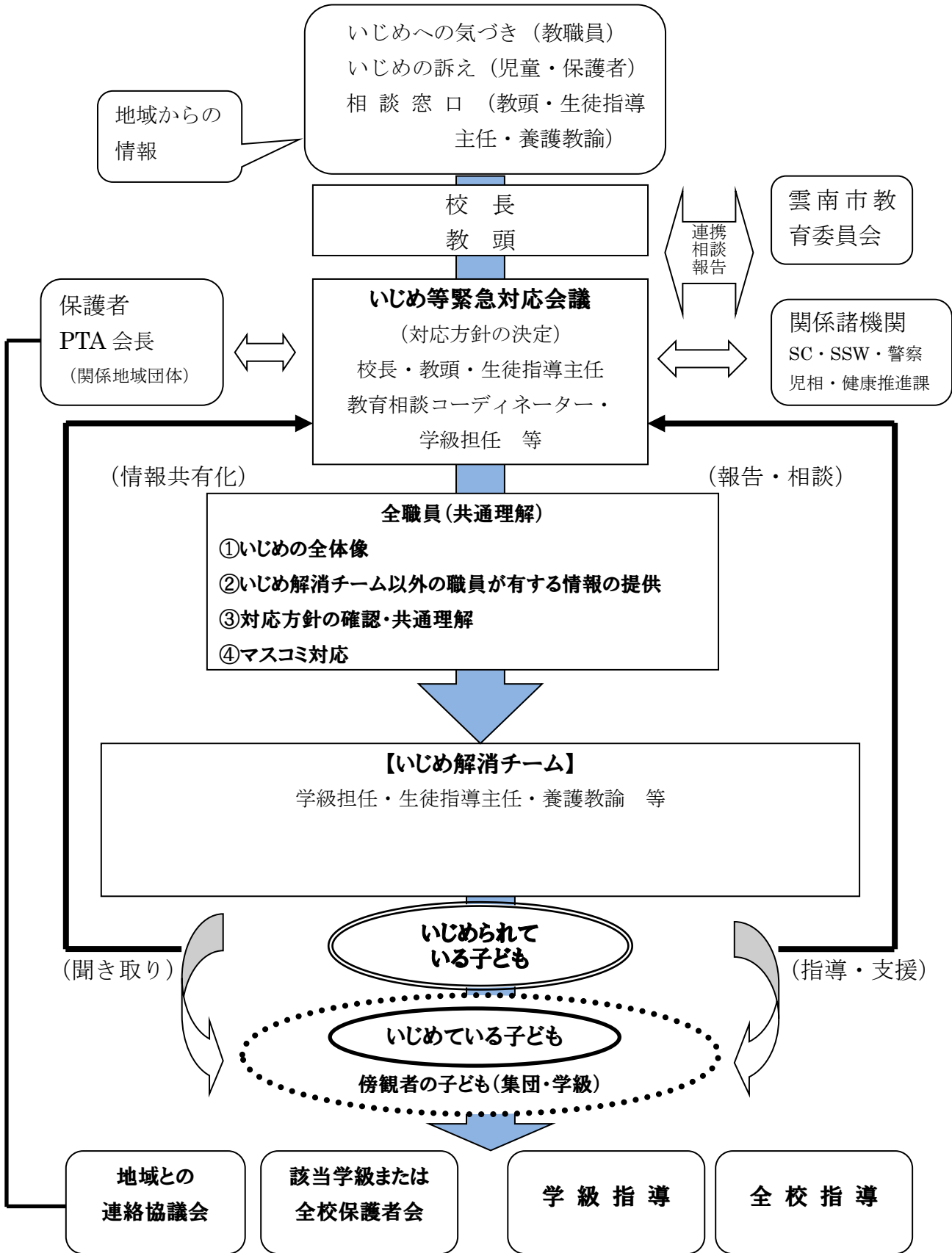
学校医、保健師等と児童の状況にあった指導のあり方について指導、助言を得る機会を設定する。

- ネット上のいじめへの対応について、情報関連機関との連携により教職員研修を実施し、教職員の資質向上を図る。
- 子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図る。

## 5 いじめ等への対応体制

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかに「いじめ等緊急対応会議」に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげることを徹底する。（次頁参照）

# いじめ等発生時の対応体制



※問題が終結以降においても 観察・指導・支援の継続等に留意すること